

診断基準等のアップデートにより支給認定範囲が狭まる可能性のある指定難病について

<指定医における対応>

	診断基準	臨床調査個人票における記載
新規申請	改正後の診断基準に基づき診断を行う	通常どおり記載
更新申請	過去に認定済であることをもって診断基準を満たしているものとし、右記のとおり臨床調査個人票を記載する	・「症状の概要、経過、特記すべき事項など」欄に「認定済」と記載 ・＜診断のカテゴリー＞欄で「非該当」となる場合は、チェックを入れず空欄とする ・その他も通常どおり記載（「診断基準に関する事項」も含め全て記載する）